

気軽にゼミナール

新しい優遇税制 スタート!

あおぞら 税理士法人(旧 兼子会計事務所)
代表社員(代表取締役) 税理士 中田 和宏

「生産性向上設備投資促進税制」が、まもなく終了となります。

今年の3月31日までとなります(1月号でご案内)。

それに代わり、新たな優遇税制が、スタートします。3月の通常国会で法案成立が、前提となります。

【中小企業経営強化税制】

この創設される制度は、青色申告書を提出する中小企業者等で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に以下の設備を取得した場合、税制の優遇が受けられます。

適用条件

- ① 経営力向上計画を経済産業省へ申請 → 認定を受ける
- ② 生産性向上設備(A類型)を購入する場合
(単品の機械・備品などを購入するケースが想定される) → メーカーから各工業会より発行される証明書を取得する
- ③ 収益力強化設備(B類型)を購入する場合
(工場新築・増築などに伴う 多くの機械・備品・建物付属設備の購入するケースが想定される) → 年平均5%以上の投資利益率が見込まれる計画について経済産業省から確認を受ける
※医療保険業を行う事業者が取得する設備は、対象外になる方向

優遇内容

**即時償却(100%減価償却により費用化)
または購入金額の10%(7%)分税金の控除**
※機械装置(160万円以上)については、条件にあるように「経営力向上計画」の認定を受けている場合、固定資産税を3年間1/2に軽減されます。
(市役所税務課へ提出する償却資産申告書にて適用を受ける旨の記載が必要です)
そのため、業績赤字の事業者でも恩恵を受けることができます。

所見

冒頭に書きました「生産性向上設備投資促進税制」がこの3月で終了するのですが、税制優遇の対象となる設備に「建物」「太陽光発電パネル」などが含まれ、適用できる金額に上限を設けませんでした。それにより2億円する工場を全額減価償却により費用化したりできたため、税収の減額が著しいためか制度終了となりました。

しかし、引き続き事業者の設備投資を促進するため、「建物」などを対象から外して新たに似たような制度をスタートさせたような感じです。これから設備投資を考えている事業者様は、設備購入前に手続きが必要なので、早めの相談・行動が必要です。税理士や税務署、経済産業省や中小企業庁などにお問い合わせ願います。ホームページにも詳細が記載されています。

対象設備

機械装置

工具(一部に限定あり)

器具備品

建物付属設備

ソフトウェア(一部に限定あり)



あおぞら税理士法人

袋井市川井959-5 TEL:0538-42-3871